

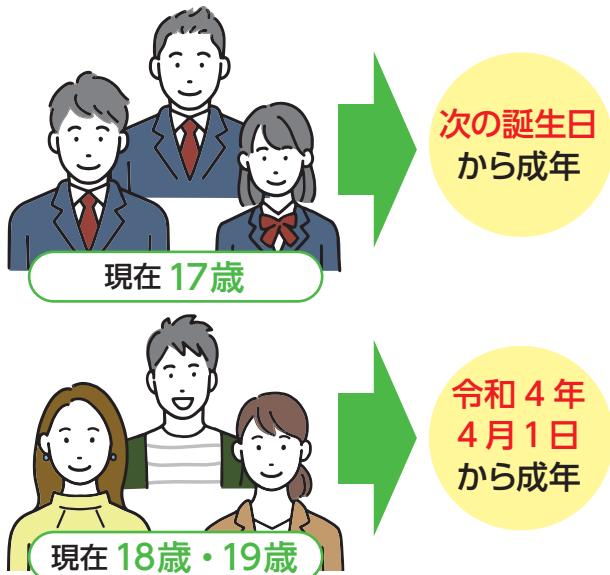
成年年齢
引き下げ

今日から成年!!

法律(民法)の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

これによって18歳以上の皆さんは成年として扱われ、多くのことが自分の意思でできるようになります。その反面、自分の決定に大きな責任が伴ってくるため、正しい知識をもって悪質商法など消費者トラブルに遭わないようにしましょう。

いつから成年になるの?



18歳(成年)からできること

チェックポイント

- | | | |
|------------------------|---|--|
| ●携帯電話の購入 | <input checked="" type="checkbox"/> できる | <input type="checkbox"/> できない |
| ●アパートを借りる | <input checked="" type="checkbox"/> できる | <input type="checkbox"/> できない |
| ●クレジットカードをつくる | <input checked="" type="checkbox"/> できる | <input type="checkbox"/> できない |
| ●ローンを組んで高額商品の購入 | <input checked="" type="checkbox"/> できる | <input type="checkbox"/> できない |
| ●飲酒
→お酒は20歳になってから | <input type="checkbox"/> できる | <input checked="" type="checkbox"/> できない |
| ●喫煙
→20歳未満は吸えません | <input type="checkbox"/> できる | <input checked="" type="checkbox"/> できない |
| ●公営ギャンブル
→20歳になってから | <input type="checkbox"/> できる | <input checked="" type="checkbox"/> できない |

契約にはトラブルがつきもの

未成年者の契約は、少額契約を除き親の同意が必要です。そのため、未成年者が親の同意を得ずに結んだ契約は、原則取り消すことができます。

成年になると親の同意がなくとも自分一人で契約を結ぶことができますが、一方的に契約を取り消すことができないため、悪質業者から狙われることがあります。

新たに成年になった人は、下記の事例のように、さまざまなトラブルに巻き込まれる可能性が高くなり、より一層の注意が必要です。

1 定期購入

事例 動画投稿サイトの広告を見
てお試し300円のダイエットサプリを
購入した。その後、頼んだ覚えのない
2回目の商品発送連絡があり、4カ
月分まとめて4万円の請求があった。



アドバイス

契約内容・解約条件をしっかり確認しましょう。
証拠を残すため、事業者に連絡した記録を残しま
しょう。

2 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産など)

事例 マッチングアプリで知り合った人から「暗号資産の投資をすると絶対もうかる」と誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

怪しい話は、はっきり断りましょう。投資には必ずリスクがあります。

クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしない方がいいでしょう。

契約・買い物で、困ったときは **消費者ホットラインへ**

188

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民・消費生活相談室 ☎ 354-8147 FAX 354-8452**